

広島市規則第 29 号

令和 7 年 3 月 28 日

広島市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

広島市中央卸売市場業務条例施行規則（令和 2 年広島市規則第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 2 号ア中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。